

鳥取県告示第117号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月3日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
坂口卓彌	鳥取市元魚町二丁目119	坂口歯科医院	鳥取市元魚町二丁目119	介護予防居宅療養管理指導	平成20年12月31日
医療法人岡田医院 理事長 岡田不二雄	八頭郡八頭町花294	医療法人岡田医院	八頭郡八頭町花294	〃	平成21年1月31日